

上田市内で

蓄電池施設の設置を予定されている皆様へ

上田市では、良好な景観の形成に影響する一定規模の行為について、景観法の規定により市長への届出を必要としています。

景観への配慮をより一層求めるとともに、制度の合理化を図るため、景観条例施行規則を一部改正します。

1 改正内容

景観法に基づく届出を要しない行為を規定している上田市景観条例施行規則 第5条を、以下のとおり改正します。

第3号オ 「以下」の次に「、かつ、築造面積の合計が500平方メートル以下」を追加
第5号 ただし書きを削除

2 改正の施行日

令和8年4月1日（令和8年5月1日以後に着手する行為が対象です）

3 その他

〈届出が必要になる行為の例〉

- ・ 築造面積の合計が500㎡を超える蓄電池設備を設置する場合

〈届出が不要になる行為の例〉

- ・ 造成面積3,000㎡以下で、予定される住宅戸数又は建築物棟数が10を超える宅地造成

【お問合せ】

上田市 都市計画課 公園緑化景観担当
TEL 0268-23-5127（直通）